

盛岡市立地適正化計画（変更素案）へのパブリックコメント（意見募集）結果

○意見募集期間

令和4年12月1日（木）～12月21日（水）

○意見募集方法

郵便、ファクス、直接持参及び盛岡市公式ホームページの応募フォーム

○受付意見数

3件（個人1人、法人2団体）

○反映区分

- A：計画等に盛り込むもの
- B：計画等に盛り込み済みのもの
- C：計画等に盛り込まないもの
- D：その他、要望・意見・感想等

○意見の趣旨と市の考え方

No.	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分
1	※盛岡駅南側空き地（JR東日本及びJR貨物所有地）活用に関する要望 盛岡市中心部の良好なイメージを醸成するために民間活力を使って、更には盛岡市中心部の面的な発展のためにも、当該地を都市機能誘導区域と居住誘導区域に変更し、公共交通の利便性が高い「都心居住区域」として、暮らしの場を提供できるように要望します。	当該地は、都市計画法により用途地域の工業地域として定められている地域となります。 盛岡市立地適正化計画において、工業地域については、工業系の集積を誘導すべき地域として、居住誘導区域及び一般居住区域に含めない考え方としております。 都市機能誘導区域の中心拠点【中心市街地】については、既定計画の位置付け（※）に基づき設定しており、当該地は区域外のため都市機能誘導区域に含めない考え方としております。 （※） ・中心市街地活性化つながるまちづくりプラン（盛岡市中心市街地基本計画）における「中心市街地地域」 ・盛岡駅西口地区地区計画における「商業業務地区1、2、3、4」、「近隣商業地区」	D

※3件の意見は、いずれも同じ内容であり、同様の意見として集約しております。